

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 38 号
件 名	家族従業者の人権保障のために，所得税法第 56 条の廃止を求める意見書の提出について
紹 介 議 員	渋谷明治，明戸和枝
要 旨	<p>私たち中小業者は，地域経済の担い手として，日本経済の発展に貢献してきました。しかし，不況が長期化する中で，中小業者は廃業，倒産などかつてない危機に直面しています。</p> <p>そんな中で，業者婦人は自営中小業者の家族従業者として，女性事業主として営業に携わりながら，家事，育児，介護と休む間もなく働いています。</p> <p>しかし，どんなに働いても，家族従業者の「働き分」（自家労賃）は，税制上，所得税法第 56 条「配偶者とその他の親族が事業に従事したとき，その対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により，必要経費として認められません。事業主の所得から控除される「働き分」は，配偶者の場合は 86 万円，その他の家族は 50 万円です。</p> <p>配偶者もさることながら，息子や娘たち家族従業者は，わずか 50 万円の控除が所得とみなされるため，社会的にも経済的にも全く自立できません。家業を手伝いたくても手伝う気持ちにもなれないことが，後継者不足にも拍車をかけています。</p> <p>所得税法第 56 条は，日本国憲法の「法の下での平等」（憲法第 14 条），両性の平等（憲法第 24 条），財産権（憲法第 29 条）などを侵しています。</p> <p>税法上では青色申告にすれば，給料を経費にすることができますが，同じ労働に対し，青色と白色で差をつける制度が矛盾しており，基本的人権を侵害しています。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 21 年 9 月 2 日   総務常任委員会
受 理	平成 21 年 8 月 27 日 第 262 号

明治時代の家父長制度そのままに、人格や労働を認めない人権侵害の法律が現在も業者婦人を苦しめており、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では「家族従業員であるかどうかを問わず、正当な給料は事業の必要経費」としている中で、日本だけが世界の進歩から取り残されています。私たちは税法上も、民法、労働法や社会保障上でも「一人ひとりが人間として尊重される憲法に保障された権利」を要求します。所得税法第 56 条を廃止することを求めます。

貴議会において、所得税法第 56 条の廃止を求める意見書を採択され、政府、関係機関に提出くださるようお願いいたします。